

産後ケア事業

赤ちゃんを出産後は、新生活を楽しむ一方で、お母さんの心と体の状態は不安定になりやすくなります。出産後に適切なケアを受けることで、お母さんが安心して子育てができるよう、南越前町では「**産後ケア事業**」を実施しています。ぜひご活用ください。

産後ケア事業について

対 象 者	南越前町に住所がある産後 1 年以内の産婦の方及びそのお子さんで、産後ケア事業を必要としている方。				
日 数	時期：産後 1 年未満 日数：7 日以内				
産後ケア実施事業所	別紙産後ケア実施事業所一覧参照				
※利用料減免について	課税状況に応じて、下記の利用料が減免又は免除されます。 【町民税課税世帯の方】5 日以内まで 1 日あたり上限 2,500 円減免 （双子の場合）5 日以内まで 1 日あたり上限 5,000 円減免 【町民税非課税世帯・生活保護世帯の方など】免除				
事業内容			利用料（費用の 1 割） 課税状況に応じた減免があります※ 金額が変更される場合もあります		
			単位	医療機関	助産所
アウトリーチ型	方法：自宅訪問 時間：1～2 時間程度	① 産婦の及び生活面の助言 ② 母乳相談及び母乳管理 ③ 乳児の健康管理及び世話 ④ 沐浴、授乳等の育児の助言及び育児相談	1 日あたり		830 円
デイサービス A 型	方法：実施施設に来所 時間：1～2 時間程度			400 円	530 円
デイサービス B 型	方法：実施施設に来所 時間：6～8 時間程度			2,000 円	2,060 円
宿泊型	方法：実施施設に来所 時間：1 泊あたり 24 時間程度 （利用の初日及び翌日はそれぞれ 1 日）			2,000 円 （例 1 泊 2 日 4,000 円）	2,500 円 （例 1 泊 2 日 5,000 円）

【その他】

多子加算	多子の場合、利用料に下記の料金（1 日あたり）が加算されます。 【医療機関】 デイサービス B 型及び宿泊型：1,000 円 【助産所】 アウトリーチ型 ：400 円 デイサービス A 型：250 円 デイサービス B 型：1,000 円 宿泊型：1,000 円
利用料の支払いについて	・利用料の支払い方法は以下があり、産後ケア実施事業所により異なります。 （1）産後ケア実施事業所に直接自己負担額を支払う （2）産後ケア実施事業所には支払わず、産後ケア利用後 1 カ月程度で町より納付書が届き、納付書にて自己負担額を支払う。
キャンセル料	利用者の都合によるむやみなキャンセルが利用の前日以降にある場合、キャンセル料(自己負担)がかかる場合がありますので、キャンセルの連絡は早めをお願いいたします。

産後ケア事業利用の流れは裏面をご参照ください

産後ケア事業利用の流れ

【出生届提出時】

出生届提出時にお渡しする出生バッグ内に以下の書類を同封しています。

- ・産後ケア事業（県内用）（当チラシ）
- ・～県外に里帰りされる方へ～産後ケア事業の利用について
- ・産後ケア実施事業所一覧

【出産後】

① 利用を希望する旨をこども家庭センターにご連絡ください。

申請に必要な書類を、窓口・郵送・赤ちゃん訪問等によりお渡しいたします。

町保健師より現在の状況・利用希望する産後ケア実施事業所を聞き取りさせていただきます。

② 以下の申請書類をこども家庭センターに提出いただきます。

- ・南越前町産後ケア事業利用申請書（様式第1号）
- ・南越前町産後ケア事業利用希望者確認書（兼情報提供書）（様式第2号）

③ 以下の書類をお渡しします。

- ・産後ケア事業受診券綴り（7日分：1日1枚）
- ・南越前町産後ケア事業利用希望者確認書（兼情報提供書）のコピー
- ・産後ケア事業アンケート（はがき）及び簡易情報保護ラベル

④ 利用を希望する産後ケア実施事業所に予約をします。

＜利用者が直接予約をする場合＞

- ・産後ケア実施事業所一覧に記載している連絡先に、利用者から事前に電話予約を行ってください。

注）公立丹南病院でのケアをご希望される場合には、町が仲介して予約を行います。

方法

- ・利用者が希望する産後ケア実施事業所に、町より連絡を行い、産後ケアを希望する理由をお伝えし、利用可能な日時を確認します。
→町より、利用者に利用可能な日時をお伝えし、利用者の予約したい日時を聞きます。
→町より、産後ケア実施事業所に利用者の希望する日にちで予約を行います。

【利用内容の変更（事業所の変更、種類の変更、産後ケアを利用する理由の変更 など）がある場合】

事業所に予約をする前に、必ず保健福祉課（0778-47-8007）にご連絡ください。

情報提供書を作成し、利用者又は事業所にお渡しします。

⑤ 以下の書類を、産後ケア実施事業所に提出し、産後ケアを受けてください。

ケア終了後、利用料が発生する場合には、利用料をお支払いください。

- ・産後ケア事業受診券綴り（1日1枚）
- ・南越前町産後ケア事業利用希望者確認書（兼情報提供書）のコピー

⑥ 産後ケア事業アンケート（はがき）の記入し簡易情報保護ラベルを貼付後、こども家庭センターへの郵送にご協力ください。

⑦ 利用料を事業所が直接受け取らない場合、町より、利用料の納付書を送付します。 納付書がとどきましたら、お支払いをお願いいたします。

里帰り先にて産後ケアの利用を希望される場合には、別紙[～県外に里帰りされる方へ～産後ケア事業の利用について]をご覧ください

＜お問合せ先＞南越前こども家庭センター（保健福祉課内）

〒919-0292 南越前町東大道 29-1 ☎0778-47-8007